

**令和6年度
いわて農林水産物DX販路開拓・拡大戦略推進業務**

企画提案審査要領

**令和6年5月
岩 手 県**

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度いわて農林水産物DX販路開拓・拡大戦略推進業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別に掲げる審査内容に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目

審査項目は次のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点	
(1) 実施方針	本業務の背景及び目的並びに業務内容を理解しているか。 事業の実施スケジュールは妥当か。	10	10
(2) 企画提案内容	首都圏等大消費地の飲食店等への販路開拓・拡大が図られる提案となっているか。	10	70
	産地情報データベースは、県産農林水産物の販売促進活動に必要な情報が集約され、必要な情報を出力でき、販売促進に効果的な提案となっているか。	10	
	受発注システムは、生産者・実需者ともに使いやすいモデルを構築し、十分な実証期間を設けた提案となっているか。	10	
	受発注システムの効果検証方法について、具体的な提案となっているか。	10	
	広報業務について、専門的な知識やネットワーク力を活かした方法が提案されているか。	10	
	自由提案について、県産農林水産物の販路開拓・拡大につながる工夫や提案がなされているか。	10	
	事業終了後、県が自ら販売戦略の実践と検証を実施できるような取組が提案されているか。	10	
(3) 業務実績・実施体制	本業務と類似の業務の受注実績、特筆すべき業務成果はあるか。 業務を実施する上で十分な体制であるか。	10	10
(4) 見積	業務経費は適正であるか。	10	10
合 計		100	

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、審査項目、審査基準及び配点に基づき、各項目について審査を行い、評点を付する。
- (3) (2)の評点の合計に基づき上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけることとし、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。
なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（1位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

区 分	10 点
非常に優れている	10
優れている	8
問題はない（中位点）	6
やや問題がある（一部修正が必要）	4
問題がある（大幅な修正が必要）	2
採用できない	0